

「有機電子移動化学功績賞」規定

有機電子移動化学および有機電子移動化学研究会の進歩発展に永年にわたって寄与した功績に対して、この賞を設ける。

第1条 有機電子移動化学の進歩発展に永年にわたって寄与したと認められる者に有機電子移動化学功績賞(以下、功績賞という)を贈呈する。

第2条 功績賞の贈呈は毎年、1-2件程度とする。ただし、受賞者が選出されない年があってもよい。

第3条 功績賞の受賞者は、本研究会の会員であり、なおかつ受賞時の年齢が原則として65歳以上とする。

第4条 功績賞の受賞者には賞状と記念品を授与する。

第5条 功績賞の選考は、有機電子移動化学功績賞選考委員会(以下、選考委員会という)が行う。選考委員会委員は、若干名とし、当該研究会主査を委員長とする。

第6条 功績賞候補者の選考は、別に規定する「功績賞細則」に基づいて行う。

第7条 本規定の改定は有機電子移動化学研究会役員会で審議し承認を得る。

本規定は、平成24年6月27日から施行する。

「有機電子移動化学功績賞」細則

(総則)

1. 有機電子移動化学功績賞(以下、功績賞という)の実施については、「有機電子移動化学功績賞」規定及びこの細則の定めるところによる。

(募集及び公募)

2. 応募は自薦および他薦とし、以下の書類(PDF ファイル形式)を期限内に当該研究会事務局に提出する。

(1) 所定の推薦書/応募申請書1枚

(2) 所定の業績説明書:図表を含め A4 版用紙3枚以内

(3) 所定の業績リスト:主な論文、総説、著書などのリスト

(4) 主な論文3報

なお、応募申請書(ファイル)は、当該研究会事務局に請求すること。

(選考委員会)

3. 応募者は選考委員会委員になることはできない。
4. 応募者が所属あるいは所属していた研究グループに属する選考委員は、その応募者の審査を辞退するものとする。
5. 選考委員会委員長は、選考委員会を招集する。選考委員会は書面審議も含めて選考委員の3分の2以上の回答あるいは出席をもって成立するものとする。
6. 選考方法は、選考委員の審議により行う。
7. 本細則の改訂は有機電子移動化学研究会役員会で審議し承認を得る。

本細則は、平成24年6月27日から施行する。

(申し合わせ事項)

- 1) 選考委員長が選考委員を選出し、任命する。
- 2) Baizer 賞(米国電気化学会)との二重受賞は原則として行わないこととする。
- 3) 有機電子移動化学研究会や有機電子移動化学討論会(EOC 討論会を含む)への貢献も有機電子移動化学研究会への貢献と同等とみなす。

制定：平成24年6月27日 本研究会役員会